

Client Alert

15 August 2025

インドネシア：Bayerische Motoren Werke Aktiengesellschaft（原告）対 PT BYD Motor Indonesia（被告）の商標訴訟（事件番号： 19/PDT.Sus- HKI/Merek/2025/PN Niaga Jkt.Pst）

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



山頭 めぐみ
アソシエイト
03 6271 9538
Megumi.Santo@bakermckenzie.com

事件の概要

インドネシアで登録番号 IDM000578653 の第 12 類に係る「M6」商標の所有者である Bayerische Motoren Werke Aktiengesellschaft（以下、「原告」）は、PT BYD Motor Indonesia（以下、「被告」）に対し、「BYD M6」という名称の車両を販売・流通させることにより、「M6」商標を侵害したとして訴訟を提起した。

原告は、被告による「M6」の使用は消費者を混乱させ、特に「M6」は原告のエリート・パフォーマンス・ラインの一部であるため、原告の商標の名声を希釈化する可能性が高いと主張した。

被告は、自社は単なる販売代理店であり、商標権者ではないと反論した。実際の所有者である中国企業 BYD Company Limited は、インドネシアで「BYD M6」の商標出願を第 12 類の出願番号 DID2024122107 で行っており、まだ実体審査中であった。

弁護側は、原告の請求は BYD Company Limited を共同被告に含めなかったという手続上の欠陥があり、また商標登録手続がまだ終了していなかったため、時期尚早であると主張した。

裁判所は被告側の主張を認めた。同裁判所は、原告が実際の商標出願人を被告に含めなかったことにより、インドネシアの民事訴訟手続上、訴訟が不完全なものとなったと判断した。さらに、裁判所は、商標出願がまだ係属中である間に訴訟を進行させることは、相反する法的結果をもたらす可能性があることを強調した。

その結果、裁判所はこの訴訟を不受理とした。しかし、この判決はまだ確定したものではなく、当事者のいずれかが最高裁判所に判決を不服とする上訴を行う権利を有している。